

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第四章 婦人・年少労働者の状態

第二節 年少労働者の状態

「労働基準監督年報」によると一九四九年九月末日現在労働基準法の適用をうける事業に使用される年少労働者の数は八六二、二六八人で全労働者数の八・八%に当る。

これらの年少労働者はいずれの事業においてもっとも多く使用されているかをみると、第123表のように、工業が五九〇、七三〇人で年少労働者総数の六八・五%を占め、圧倒的に多い。つぎに商業、交通業、鉱業の順になっている。

一九五〇年に労働省婦人少年局が調査した「電球および真空管工業に働く年少者」の調査報告より男子二五三人を抽出して、その賃金および災害状況をみれば、つぎのとおりである。

すなわち賃金は一人一ヵ月平均三、六四一円であり、災害状況は第124表のごとくである。

つぎに一九四九年の労働基準監督年報による年少労働者関係の基準法違反件数を図示すればつぎのとおりである。

一九四九年の累計では違反総件数一、二五七、九二四件にたいし、年少労働関係違反件数は七四、三七三件で全体の五・九%にあたる。違反の内容は、証明書備付違反、労働時間および休日に関する違反、深夜業に関する違反、最低年令違反の順となっている(第二図参照)。

右の数字は基準監督官の臨検によって摘発されたものである。

学令児童生徒の不就学

「文部省統計速報」第三二号によれば、一九四九年四月三〇日の学令児童、生徒数は一六、一三六、五五三人で全人口の約二〇%をしめており、学令児童の就学率は九九・六%、学令生徒の就学率は九九・一%となっている。したがって学令児童の〇・四%、学令生徒の〇・九%がそれぞれの不就学率である。

学令児童の不就学数は四〇、七七八人、学令生徒の不就学数は四七、五五五人である。

学令児童生徒の不就学理由を家庭の経済との関係でみると、学令児童の第一の不就学理由は発育不完全三四・八%で家庭の貧困によるものは七・三%となっている。学令生徒では家庭の貧困によるものが四一・七%の高率をしめしている(第三・四図参照)。

街頭年少労働者の状態

一九五〇年四月、労働省婦人少年局がおこなった「街頭年少労働者の実態調査報告」(婦人少年局地方職員室)で把握されたものによれば、つぎのとおりである。

業種別人数 靴磨き四四五名(男三八七、女五八名)新聞売一〇六名(男七八名、女二八名)食料品売二八三名(男二一六名、女六七名)煙草売八名(男一名、女七名)日用品売一五名(男一二名、女三名)刊行物売一五名(男三名、女一二名)占くじ類売一七名(男七名、女一〇名)花うり六名(女六名)その他一〇名(男八名、女二名)計九〇五名(男七一二名、女一九三名)であった。

これらの業種を比率に分けて見ると、靴磨き四九%、新聞売一二%、食料品売三一%、日用品売、刊行物売それぞれ一七%、占くじ類売一・九%、煙草売〇・九%、花うり〇・六%、その他一・二%となっている。

年令別人数 年令別に見ると満一五才の者がもっとも多く、一七・七%をしめ、つぎに満一六才の一六・二%、満一四才の一三・八%、一七才の一三・五%、一三才の一〇・九%の順となっている。中でもっとも注目されるのは満六才、七才の幼年児童が親または兄弟につれられて働いていることである。

両親の有無 父のない者二七%、母のない者七%、両親のないもの一四%、両親のあるもの五一%、調査もれのもの一%、を示している。このうち両親のない一四%の年少者はほとんどが戦争による犠牲者である。また両親のある五一%の年少労働者がその一家の重要な働き手となっているのは、そのかげに親の低収入、失業など、多くの社会問題がひそんでいることを感じさせる。

生計の中心 その中心が本人であると積極的に答えたものが二一%、自分以外の者だと語ったものが七六%、不明三%である。本人が生計の中心であると答えた二一%の者のうちそのほとんどが靴磨である。

労働時間と収入 彼らのうち学びながら働いている者四一・九%まったく学業を放棄して働いている者五九%となっている。このうちには自分の名前がやっと書ける程度の子供もある。またこれらの年少者は法からまったくみはなされ、低収入と、長時間の労働を強いられている(第125・126表参照)。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
